

調査番号 0700

調査名 法律扶助のニーズ及び法テラス利用状況に関する調査, 2008

本調査票を引用する際には出典を明記して下さい。

(注) 報告書にある集計結果のみ、数値を表示している。(N=265)

にちじょうせいかつ ふくし ほうりつ かん いしきちょうさ  
日常生活の福祉や法律に関する意識調査

にちじょうせいかつ こま かん いしきちょうさ  
(日常生活の困りごとに関する意識調査)

へいせい おん がつ  
平成20年10月

ちょうさじっし にほんしほうしえん  
【調査実施】 日本司法支援センター

これからみなさんに、福祉、法律などにかかわる日常の困りごとについての質問を  
いたします。日頃感じていることを率直にお答えください。

ぜんいん かいとうくだ  
【全員ご回答下さい】

Q1 あなたご自身は、これまでに弁護士や司法書士の法律相談を利用したことがありますか。  
ただし、勤務先のためにしたものは除きます。(ある場合) 何回利用しましたか。当ては  
まる答えの数字に○をしてください。

1 な い      2 あ る → (      ) 回

(次のページのQ2へ)

ぜんいん かいとうくだ  
【全員ご回答下さい】

I. 福祉、法律に関する困りごとについてうかがいます。

Q 2 (1) あなたは、最近5年ほどの間（平成16年以降）に、下のような問題について、困ったことや不満に思ったことがありますか。下の「(1) 困ったことや不満に思ったこと」の列の番号に、いくつでも○をつけてください。

(2) その中で、あなたにとって 最も重要であった問題は何ですか。 1つだけお答えください（法律に関する困りごとについては、加害者・被害者は問いません）。「(2) あなたにとって最も重要であったこと」の列の番号に○をつけてください。

(1) 困ったことや  
不満に思った  
こと  
(2) あなたにとっ  
て最も重要で  
あったこと

こせき じゅうみんひょう もんだい  
戸籍・住民票などをめぐる問題

しよくば もんだい  
職場での問題

さべつ しょう もんだい  
差別から生じる問題

とち たてもの ちんたいしゃくもんだい  
土地・建物の賃貸借問題

しゃつきん かん もんだい  
借金に関する問題

かしきん かん もんだい  
貸金に関する問題

ろうどうさいがい そんがいばいしょう  
労働災害の損害賠償

ろうどうさいがいがい そんがいばいしょう  
労働災害以外の損害賠償

はんざい かん もんだい  
犯罪に関する問題

けいさつ こうむいんなど  
警察や公務員等とのトラブル

けんこうほけん きゅうふ ほけんりょう  
健康保険の給付や保険料

こくみんねんきん こうせいねんきん じゆきゆう  
国民年金・厚生年金の受給

せいかつほご じゆきゆう  
生活保護を受給できないこと

せいかつほご うき ほごひ げんがく へんかんせいきゆう  
生活保護の打ち切り・保護費の減額・返還請求

くに とどうふけん しくちょうそん あいだ もんだい  
国、都道府県、市区町村との間の問題

じょうき のぞ  
(上記10～14を除く)

た もんだい  
その他の問題 ( )

こま ふまん  
困ったこと、不満をもったことはない

わからない

1	26.4%	1
2	29.1%	2
3	14.7%	3
4	12.5%	4
5	44.2%	5
6	15.1%	6
7	3.8%	7
8	5.3%	8
9	12.1%	9
10	14.3%	10
11	18.5%	11
12	15.8%	12
13	24.5%	13
14	8.7%	14
15	6.0%	15
16	9.4%	16

17  
18

(8ページのQ3へ)

(次のページのQ2-1へ)

**【Q2で「1」～「16」を答えた方に】**

Q2-1 あなたにとって最も重要であった問題についておうかがいします。その問題を解決するために、誰かに相談しましたか。当てはまるものを下の選択肢からいくつでもあげて、番号に○をつけてください。

- |           |   |
|-----------|---|
| 1 家族・親戚   | 6 警察  |
| 2 友人・同僚   | 7 国、都道府県、市区町村などの相談窓口・地域包括支援センター・社会福祉協議会等（弁護士、司法書士への相談を含む） |
| 3 民間の支援団体 | 8 弁護士・司法書士の法律相談（上記7以外のもの）                                 |
| 4 民生委員    | 9 行政書士や税理士など、弁護士・司法書士以外の専門家                               |
| 5 福祉事務所   | 10 その他（ ）   |

- 11 相談しなかった
- 12 相談するほどの問題ではなかった
- 13 わからない（忘れた）
- (次のページのQ2-3へ)
- (8ページのQ3へ)

**【Q2-1で「1」～「10」を答えた方に】**

Q2-2 Q2-1で○をした相談先について、実際に相談をした順番に、下の箱に記入してください。また、順番を忘れた場合や分からない場合は、下の「99」に○をつけてください。

1番目	2番目	3番目	4番目	5番目	6番目	7番目	8番目	9番目	10番目	
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	
11番目	12番目	13番目								
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>								
			99	順番を忘れた（わからない）						

(5ページのQ2-4へ)

【Q2-1で「11」または「12」を答えた方に】

Q2-3 相談をしていない理由は何ですか。当てはまるものを下の選択肢から 3つあげて、

最も当てはまる順番に、下の箱にその番号を記入してください。1つあるいは2つしか理由が

ない場合は、それらのみを記入してください。特に理由がない場合は、下の「98」に○をつけてください。

1 どうしたら良いか分からないから

7 他の方法をとるから

2 弁護士や司法書士を知らないから

8 自分で解決したいから

3 時間がかかりそうだから

9 問題を表沙汰にたくないから

4 費用がかかりそうだから

10 何をしても無駄だと思うから

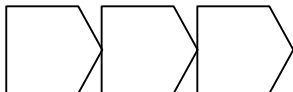
5 面倒くさいから

11 勝ち目がないから

6 難しそうだから

12 その他 ( )

1 番目 2 番目 3 番目



98 特に理由はない

(次のページのQ2-4へ)

【Q2で「1」～「16」を答えた方に】

Q2-4 Q2で、あなたにとって最も重要とお答えになった問題では、相手方と問題を解決するために、誰を介して交渉をしましたか、あるいは、していますか。当てはまるものを下の選択肢から1つでもあげて、番号に○をつけてください。

- |  |  |
|--|--|
| 1 自分で直接相手と話をした（している）、<br>あるいは、書面で交渉をした（している） | 8 国、都道府県、市区町村などの相談窓口・<br>地域包括支援センター・社会福祉協議会等 |
| 2 家族・親戚                                      | 9 弁護士・司法書士                                   |
| 3 友人・同僚                                      | 10 行政書士や税理士など、弁護士・司法書士<br>以外の専門家             |
| 4 民間の支援団体                                    | 11 その他（ ）                                    |
| 5 民生委員                                       | 12 忘れた（わからない）                                |
| 6 福祉事務所                                      | 13 交渉をしていない                                  |
| 7 警察   |  |

(次のQ2-5へ)

Q2-5 Q2で、あなたにとって最も重要とお答えになった問題について、その問題は決着しましたか。下の選択肢から1つ選んで番号に○をつけてください。



Q2-6 その結果は、あなたにとって適正なものでしたか、あるいは適正なものになりそうですか。下の選択肢から、あなたのお考えに最も近いものを1つ選んで番号に○をつけてください。

- 1 適正だった（適正になりそうだ）
- 2 概ね適正だった（概ね適正になりそうだ）
- 3 どちらともいえない
- 4 あまり適正でなかった（あまり適正になりそうにない）
- 5 適正ではなかった（適正になりそうにない）
- 6 忘れた（わからない）

(次のページのQ2-7へ)

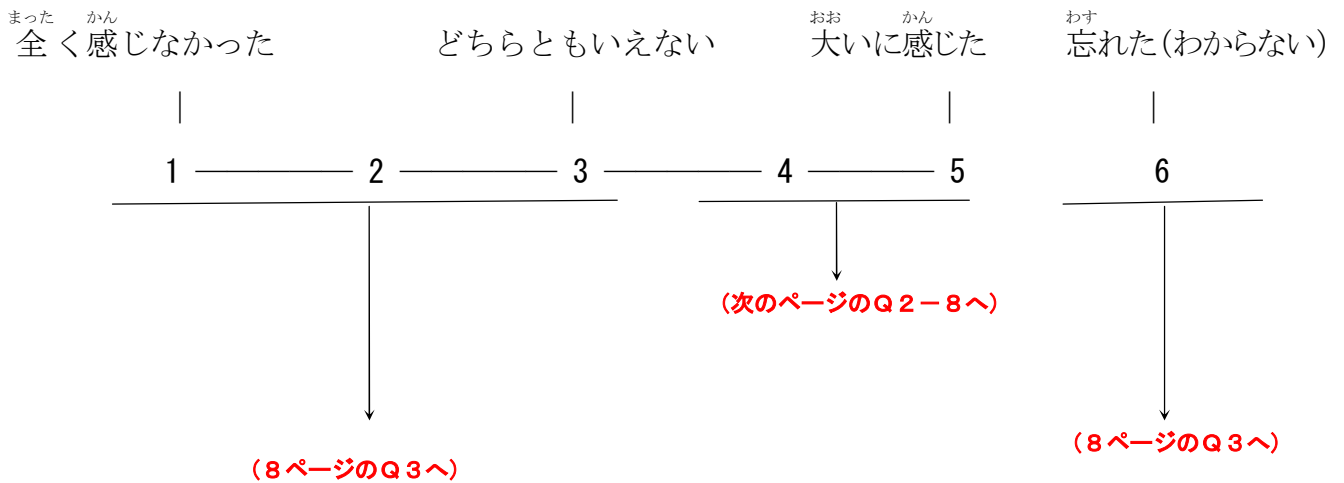
【Q2で「1」～「16」を答えた方に】

Q2-7 Q2で、あなたにとって最も重要とお答えになった問題について、調停や裁判を

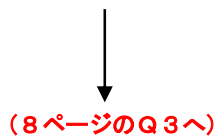
する必要を感じましたか。「全く感じなかった」を1、「大いに感じた」を5として、当

てはまる数字を1つ選んで番号に○をつけてください。実際に調停や裁判をした、または、

している場合は、下の「99」に○をつけてください。



99 調停や裁判をした (している)



【Q2-7で「4」または「5」を答えた方に】

Q2-8 その問題について、あなたは今後、調停や裁判をしようと思いますか。下の選択肢から1つ選んで番号に○をつけてください。

- 1 今後しようと思う 4 わからない

2 今考えているが、していない

(次のページのQ3へ)

3 今後もしない

Q2-9 調停や裁判をしていない理由は何ですか。当てはまるものを3つあげて、最も当て

はまる順番に、下の箱にその番号を記入してください。1つあるいは2つしか理由がない場合は、それらのみを記入してください。特に理由がない場合は、下の「98」に○をつけてください。

1 どうしたら良いかわからないから

7 他の方法をとるから

2 弁護士や司法書士を知らないから

8 自分で解決したいから

3 時間がかかりそうだから

9 問題を表沙汰にしたいから

4 費用がかかりそうだから

10 何をしても無駄だと思うから

5 面倒くさいから

11 勝ち目がないから

6 難しそうだから

12 その他 ( )

1 番目 2 番目 3 番目

--	--	--

98 特に理由はない

(8ページのQ3へ)

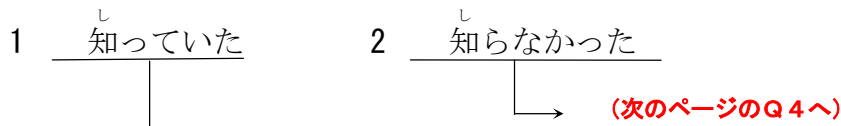
II. つぎに、「法律扶助」という制度についてうかがいます。下の資料をお読みください。

しりょう  
〔資料〕

ほうりつふじょ せいど しみん みな ほうりつもんだい かか べんごし しほうしよし  
「法律扶助」という制度は、市民の皆さんが法律問題を抱え、弁護士や司法書士に  
そうだん さいばん だいい いらい ひつよう しょう  
相談をしたり、裁判の代理を依頼したりする必要が生じたにもかかわらず、  
けいざいてき りゆう ひよう じゅうぶん だ ばあい むりよう ほうりつそうだん おう  
経済的な理由からその費用が十分に出不ない場合に、無料で法律相談に応じた  
べんごし しほうしよし しはら ひよう か つ こうてきせいど りよう  
り、弁護士や司法書士に支払う費用を貸し付ける公的制度です。なお、利用する  
しゅうにゆう しさん せいげん  
には収入や資産による制限があります。

ほうりつそうだん  
はじめに法律相談についてうかがいます。

Q3 あなたの住んでいる地区の**法テラス**では、経済的に余裕のない方に**無料の法律相談**を行  
っていますが、あなたはこの調査の前からそのことを知っていましたか。当てはまる番号に  
○をつけてください。



Q3-1 どのようにしてこの制度をお知りになりましたか。下の選択肢から当てはまるもの  
をいくつでもあげて、番号に○をつけてください。

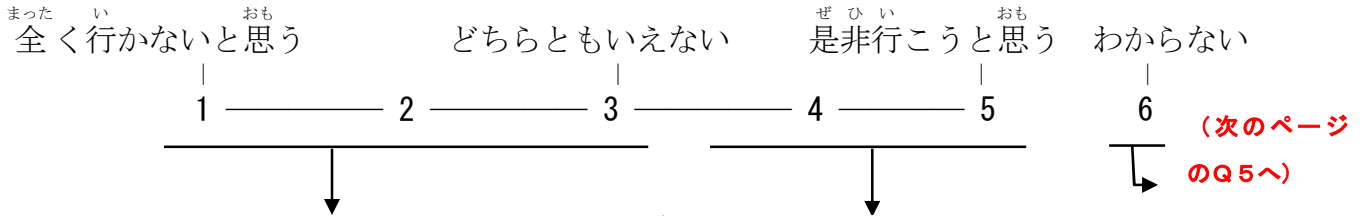
- |                   |  |
|-------------------|--|
| 1 家族・親戚から聞いた      | 8 弁護士(会)や司法書士(会)から聞いた                            |
| 2 友人・職場の同僚などから聞いた | 9 社会保険労務士、税理士、行政書士<br>など、弁護士・司法書士以外の専門家<br>から聞いた |
| 3 民間の支援団体から聞いた    |  |
| 4 民生委員から聞いた       |  |
| 5 福祉事務所から聞いた      | 10 法テラスで聞いた                                      |
| 6 警察で聞いた          | 11 新聞・雑誌・テレビ・ラジオで                                |
| 7 国、都道府県、市区町村など   | 知った  |
| 行政機関から聞いた         | 12 その他 ( )                                       |
| (広報紙等を含む)         | 13 忘れた(わからない)                                    |

(次のページのQ4へ)



ぜんいん かいとうくだ  
【全員ご回答下さい】

Q4 今後、あなたが法律問題を抱えたときに、法テラスの無料法律相談に行ってみようと思  
いますか。「全く行かないと思う」を1、「是非行こうと思う」を5として、当てはまる数字を  
1つ選んで番号に○をつけてください。



Q4A 法テラスの無料法律相談に行こう  
と思わない、あるいは、どちらともいえない  
と思った理由は何ですか。当てはまるものを  
下の選択肢から3つあげて、最も当てはま  
る順番に、下の箱にその番号を記入して  
ください。1つあるいは2つしか理由がない  
場合は、それらをのみを記入してください。  
特に理由がない場合は、下の「98」に○をつ  
けてください。

- 1 面倒くさいから
- 2 敷居が高いから
- 3 話を聞いてくれそうにないから
- 4 話が難しそうだから
- 5 すでに法律の専門家を知っているから
- 6 弁護士・司法書士以外に相談するから
- 7 自分で解決したいから
- 8 問題を表沙汰にしたくないから
- 9 相談しても無駄だと思うから
- 10 法テラスをよく知らないから
- 11 遠いから
- 12 その他 ( )

1番目 2番目 3番目

98 特に理由はない

(次のページのQ5へ)

Q4B 法テラスの無料法律相談に行こう  
と思う理由は何ですか。当てはまるものを下  
の選択肢から3つあげて、最も当てはまる  
順番に、下の箱にその番号を記入して  
ください。1つあるいは2つしか理由がない場合  
は、それらのみを記入してください。特に  
理由がない場合は、下の「98」に○をつ  
けてください。

- 1 経済的に余裕がないから
- 2 公的制度の相談だから
- 3 他に相談するところがないから
- 4 知人・友人等の紹介があったから
- 5 行政機関からの紹介があったから
- 6 弁護士・司法書士などの専門家に相談  
できるから
- 7 身近に感じるから
- 8 親切そうだから
- 9 問題をうまく解決できるから
- 10 無料だから
- 11 その他 ( )

1番目 2番目 3番目

98 特に理由はない

(次のページのQ5へ)



【Q6で、「1」～「3」と答えた方は左側のQ6-1Aに、

「4」または「5」と答えた方は右側のQ6-1Bにお答え下さい。】

Q6-1A 貸し付けの制度を使ってみようと思わない、あるいは、どちらともいえないと思う理由は何ですか。当てはまるものを下の選択肢から3つあげて、最も当てはまる順番に、下の箱にその番号を記入してください。1つあるいは2つしか理由がない場合は、それらのみを記入してください。特に理由がない場合は、下の「98」に○をつけてください。

- 1 内容がよく分からないから
- 2 対応に時間がかかりそうだから
- 3 結局は費用がかかりそうだから
- 4 対応が面倒くさいから
- 5 対応が難しそうだから
- 6 他の方法をとるから
- 7 自分で解決したいから
- 8 問題を表沙汰にしたくないから
- 9 利用には制限があるから
- 10 法テラスをよく知らないから
- 11 すでに頼れる専門家がいますから
- 12 その他 ( )

1番目 2番目 3番目

98 特に理由はない

Q6-1B 貸し付けの制度を使ってみようと思う理由は何ですか。当てはまるものを下の選択肢から3つあげて、この中で最も当てはまる順番に、下の箱にその番号を記入してください。1つあるいは2つしか理由がない場合は、それらのみを記入してください。特に理由がない場合は、下の「98」に○をつけてください。

- 1 経済的に余裕がないから
- 2 公的制度の相談だから
- 3 他に相談するところがないから
- 4 以前利用したことがあるから
- 5 知人・友人等の紹介があったから
- 6 行政機関からの紹介があったから
- 7 専門家に相談できるから
- 8 身近に感じるから
- 9 親切そうだから
- 10 問題をうまく解決できるから
- 11 その他 ( )

1番目 2番目 3番目

98 特に理由はない

(次のページのQ6-2へ)

ぜんいん かいとうくだ  
【全員ご回答下さい】

Q6-2 あなたは、弁護士・司法書士費用の貸付金の返還を月払いにする制度があることを知っていますか。当てはまるはまる番号に○をつけてください。

- 1 知っている 21.5%                      2 知らない 78.5%

(次のQ6-3へ)

Q6-3 もし、あなたが弁護士・司法書士費用の返還を月払いにする制度を利用することができるとしたら、法律扶助を利用しますか。当てはまる番号に○をつけてください。

- 1 利用する 61.9%                      2 利用しない 14.0%                      3 どちらともいえない 24.2%

(次のQ6-4へ)

Q6-4 あなたは、弁護士・司法書士費用の貸付金の返還を免除する制度があることを知っていますか。当てはまる番号に○をつけてください。

- 1 知っている 12.8%                      2 知らない 87.2%

(次のQ6-5へ)

Q6-5 もし、あなたが弁護士・司法書士費用の貸付金の免除制度を利用することができるとしたら、法律扶助を利用しますか。当てはまる番号に○をつけてください。

- 1 利用する 73.2%                      2 利用しない 9.1%                      3 どちらともいえない 17.7%

(次のページへ)

Ⅲ 最後に、この回答を統計的に分析するために、あなたご自身のことについて伺います。

F 1 性別はどちらになりますか。当てはまる番号に1つ○をつけてください。

1 男 性

2 女 性

F 2 あなたのお年は満でおいくつですか。年齢を下の□にご記入下さい。

--	--	--	--	--	--

 歳

F 3 お仕事は何かしていますか。

( )

F 4 あなたが最後に卒業した学校はこの中のどれに当たりますか。1つ選んで番号に○をつけてください。

1 小中学校 (尋常小学校、高等小学校等を含む)

2 高等学校 (旧制中学校、女学校、実業学校、師範学校を含む)

3 専修学校、各種学校等

4 短期大学 (高専等を含む)

5 大学 (旧制高校、旧制高専学校等を含む)

6 大学院

7 その他 ( )

F 5 最近3ヶ月平均での、あなた個人の月収は、この中のどれに当たりますか。1つ選んで番号に○をつけてください。

1 1万円未満

4 5万円以上8万円未満

7 わからない

2 1万円以上2万円未満

5 8万円以上10万円未満

3 2万円以上5万円未満

6 10万円以上

以上で面接調査は終了です。ご協力ありがとうございました。(調査員メモ欄)

--	--